

●募集要項（参加資格確認に関する）に関する質問書回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	7	第3	2	(2)	ウ		設計・建設事業者及び維持管理・運営事業者	『代表企業が設計・建設事業者及び維持管理・運営事業者となること』とありますが、基本契約書（案）第5条には『設計・建設事業者がJVを構成している場合、JV代表者は維持管理・運営事業者を兼ねなければならない。』とあります。前者が正しいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）を修正いたしました。
2	7	第3	2	(2)	ウ		応募者の構成	募集要項では「代表企業は、設計・建設事業者及び維持管理・運営事業者となること。」とありますが、基本契約書案第5条（2）には、「設計・建設事業者がJVを構成している場合は、当該設計・建設JVの代表者は、維持管理・運営事業者を兼ねなければならない。」と記載されており、募集要項の記載と異なります。募集要項の内容を正として理解して宜しいでしょうか。	No. 1の回答のとおりです。
3	7	第3	2	(2)	ウ		応募者の構成	「代表企業は、設計・建設事業者及び維持管理・運営事業者となること」と記載されております。代表企業の本更津市様における指名参加登録が建設と業務委託で事業所が異なる場合、代表企業の契約者は、業務委託の指名参加登録をしている事業所で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第3	2	(2)	オ	(ウ)	応募者の構成	「特定JVの代表者は、構成企業のうち、最大の施工能力を有する者とする。（なお、ここで言う「最大の施工能力を有する者」は、経営事項審査に基づく総合数値が上位の者を指す。）」と記載されております。本件は土木・建築工事の比率が大きいため、ここでいう「総合数値」とは、土木工事もしくは建築工事の「総合評定値（P）」が最も高い企業を特定JVの代表者とするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	一級建築士事務所の登録は千葉県に限らないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	一級建築士事務所の登録は、設計・建設事業者の本社またはいずれかの事業所が保有していれば足りるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	9	第3	2	(3)	イ	(ウ)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	配置する監理技術者・主任技術者の必要資格の業種は、土木、建築、電気、機械のいずれかで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	9	第3	2	(3)	イ	(ウ)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	「建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。」と記載されております。これは、設計・建設JVとして監理技術者を1名専任で配置すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	監理技術者の配置についてはご理解のとおりです。
9	9	第3	2	(3)	イ	(ウ)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	単独企業又はJVは、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事におけるすべての工種が、本更津市入札参加資格名簿に登録されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	9	第3	2	(3)	イ	(工)	施工実績	施工実績として、次の4つのうち1つの実績があれば良いということでしょうか。 公告日から起算して、前10年以内の期間において、 （1）下水道法上の終末処理場 （2）（下水道法上の）ポンプ場 （3）地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事 （4）公共建築物等の建築一式工事（修繕及び改修を除く）	ご理解のとおりです。
11	9	第3	2	(3)	イ	(工)	本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	「元請として完成させた実績」には、特定JVの代表企業としての実績も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	9	第3	2	(3)	ウ	(ア)	本施設の維持管理運営に必要な参加資格に関する事項	「堆肥化施設における連続した1年以上の維持管理・運営実績を有すること。」とありますが、国・地方公共団体所有の施設における維持管理運営実績（契約実績）との理解で宜しいでしょうか。	下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む）を原料とした（一部でも可）堆肥化施設であれば、民間所有の施設における維持管理・運営実績でも構いません。